八王子市社会福祉審議会代表者等懇談会開催要綱

制定 令和4年(2022年)4月1日

(開催)

第1条 八王子市社会福祉審議会条例(平成 26 年 9 月 24 日条例第 30 号)(以下「条例」という。)に規定する八王子市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を円滑かつ計画的に 運営し、条例第 6 条第 1 項に規定する各専門分科会の連携を図ることを目的に、「八王子 市社会福祉審議会代表者等懇談会」を開催する。

(会議名)

第2条 八王子市社会福祉審議会代表者等懇談会の会議名は「八王子市社会福祉審議会代表者会」 (以下「代表者会」という。)とする。

(意見を求める事項)

- 第3条 代表者会では、以下の事項について意見聴取する。
 - (1) 審議会で審議される事項
 - (2) 審議会の各専門分科会・部会の報告事項
 - (3) その他、審議会に関して必要となる事項

(参加者)

- 第4条 代表者会の参加者は、次のとおりとする。
 - (1) 条例第4条第1項に規定する八王子市社会福祉審議会会長及び副会長
 - (2) 条例第6条第4項に規定する専門分科会の会長及び会長の指名する委員 (座長及び副座長)
- 第5条 代表者会に会を進行する座長及び副座長を各1名置く。
 - 2 座長は、審議会の会長とする。
 - 3 副座長は、審議会の副会長とする。
 - 4 副座長は、座長の職務を補佐し、座長に事故のあるときはその職務を代理する。

(庶務)

- 第6条 代表者会の庶務を処理するため事務局を置く。
 - 2 事務局は、福祉部福祉政策課の職員をもって構成する。

(開催期間)

第7条 代表者会の開催期間は、審議会委員の任期とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。